

# 国民年金 学生納付特例制度を利用した方へ 保険料の後払い(追納)ができます!

20歳以上の方は学生でも国民年金に加入する必要がありますが、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するときに年金額に反映されないため、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が少なくなります。

しかし、学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

また、納付した保険料は社会保険料控除の対象となりますので、確定申告または年末調整の手続きを行うことで、税金が戻る場合※があります。

※所得等により、税金が軽減されない場合があります。



## 追納方法

保険料を追納する場合は、年金事務所等で追納の申込みが必要です。受理されると納付書が届きますので、その納付書で納入してください。

## 注意事項

- 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- 学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間から納付することになります。
- 学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

国民年金の詳細は日本年金機構ホームページでご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

## 税務署からのお知らせ 「税を考える週間」

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しているほか、ツイッターによる情報発信も行っています。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

また、所得税の確定申告にはスマホ申告が便利です。次の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からスマホでe-Taxをご利用ください。

水戸税務署 TEL029-231-4214



<国税庁の取組紹介>



<スマホで確定申告>  
(確定申告等作成コーナー)